

## 令和8年度（2026年度）県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業に係る業務仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度（2026年度）県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業に係る業務

### 2 目的

県民にスポーツを行う機会を提供することにより、スポーツに対する興味・関心を更に高め、日常的にスポーツに親しむ習慣を培い、健康と体力の一層の増進を図ることを目指す県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」事業において、さらに魅力的な事業を展開するとともに、より効果的な広報活動を行うためには、専門的な知識・技術を要することから、イベント実施業務を委託する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）11月30日（月）まで

### 4 業務内容

#### (1) イベントの実施

- ア 各主管団体への連絡・調整等
- イ 会場の借用手続き等
- ウ 必要備品の準備
- エ 教室開催に必要な用具の手配（上限3万円×25教室分を予定）
- オ 来場者の導線を考慮した効果的な会場設営及び撤去等
- カ 当日の対応

#### (2) 広報活動

- ア イベント全体、参加者、実施場所等を考慮した効果的な広報活動の実施

#### (3) 事前打合せ会の実施

- ア 各主管団体への連絡・旅費（1,000円×22団体を予定）等の準備
- イ 会場の手配
- ウ 打合せに必要な事項の準備等

#### 【特記事項】

※各主管団体が決定後、県と十分協議すること。

※雨天、荒天時の対応については、県と十分協議すること。（安全対策も含む）

縮小して開催することもあり得るため、県と協議の上決定する。

※その他、本仕様書に定めがないものについては、別途、県と協議の上決定する。

【参考】

○開催時期：令和8年（2026年）10月12日（月・祝）

○内容（予定）等：昨年度ポスターは【別紙2】を参照

○開催予定教室等：下表のとおり

場所 （予定）	熊本県民総合運動公園、熊本県立体育館、熊本県営八代運動公園 熊本県総合射撃場、熊本武道館、パークドーム熊本、その他
主管団体 （予定）	一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 公益財団法人熊本県武道振興会 一般財団法人熊本陸上競技協会、熊本県ソフトテニス連盟 熊本県テニス協会、熊本県バレーボール協会 熊本県ハンドボール協会、熊本県ラグビーフットボール協会 一般社団法人熊本県サッカー協会、熊本県グラウンド・ゴルフ協会 熊本県障害者フライングディスク協会、熊本県スポーツチャンバラ協会 熊本県卓球バレー協会、熊本県ドッジボール協会 一般社団法人 Fun&Fit、熊本県山岳・スポーツクライミング連盟 熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 熊本学園大学

5 業務体制

業務の遂行に当たっては、類似業務の実績を持つものを含めた複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面にて行うこと。

6 業務スケジュール（予定）

	委託業者	県
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約</li> <li>・ 今後について協議</li> <li>・ 事業全体について、イメージを共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント主管団体とりまとめ</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場使用計画、借用等</li> <li>・ 広報内容検討</li> <li>必要に応じて県と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管団体、委託業者との調整</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前打合せ会の実施</li> <li>・ 施設借用申請及び打合せ</li> <li>・ 広報活動準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前打合せ会参加</li> </ul>

9月	・広報媒体（ポスター等）完成 ・教室申込開始 ・用具の手配 ・謝礼の準備	・広報媒体（ポスター等）配付
10月	・当日の準備等 ・当日の撤去作業	・当日の運営
11月	・実績報告、請求書提出	・精算

## 7 実績報告

業務完了後、業務完了報告書（紙媒体1部）及び収支精算書を令和8年（2026年）11月30日（月）までに提出すること。

## 8 精算

業務完了後、業務の精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって、委託料とする。

## 9 その他

- (1) 当業務委託契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じた全ての著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 本業務の実施に当たって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、受託者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 他者の所有権、著作権、肖像権をはじめとする権利を侵すものでないこと。
- (4) 本業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決その他本業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて随時打合せを実施するものとする。
- (5) 受託者はその専門的な立場から、契約金額の範囲内で積極的に提案を行うこと。
- (6) 受託者は、本仕様書の疑義、変更及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者に確認を行い、信義誠実の原則に従い、両者協議の上、円満に解決を図るものとする。